

談 話

2010 年 12 月 3 日

民主党障がい者政策 PT

座長 谷 博之

本日の参議院本会議で、先の通常国会よりの懸案であった「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」が可決成立いたしました。

これまで取り組みの遅れてきた障害保健福祉制度・施策の短期・集中的な改革・拡充には、それをけん引する政府の強い意志とともに、今日のいわゆる「ねじれ国会」の状況では、野党の皆さんのご理解が不可欠であることは言を待ちません。

民主党は、障害者保健福祉施策分野における今後の課題克服に向け、さらに与野党を超えた理解・協力の輪を拡げ強めることができるよう全力を尽くして参ります。

民主党は、衆参委員会での大臣答弁や決議で明らかにされた通り、今後とも本年 6 月 29 日の閣議決定に基づき障害者基本法改正や新たな障害保健福祉制度の確立に向けまい進する政府を、与党として力の限り支えるとともに、民主党障がい者政策 PT は、政府及び障がい者制度改革推進本部・推進会議と国会との橋渡し役としての役割を、引き続き、誠実に果たして参る所存です。

また民主党障がい者政策 PT はヒアリングで障がい当事者・関係者団体の皆さんから寄せられた各種の要望につきましても、関係省庁により順次の対応を進めさせているところではありますが、さらに今後とも政府との連携を強め、ご要望の実現に努めて参ります。

さらに来年度予算編成はまさに最終局面を迎えようとしております。厚生労働省が「元気な日本を復活特別枠」要望事業に位置付けている「障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業（要望額 125 億 63 百万円）」をはじめ、必要不可欠な障害保健福祉関連予算の満額確保に向け、全力を挙げて参ります。

以上

ねん がつ か
2010年12月3日
みんしゅとうしょう しゃせいさく
民主党障がい者政策PT
ざちょう たに ひろゆき
座長 谷 博之

ほんじつ さんぎいんほんかいぎ さき つうじょうこっかい けんあん
本日の参議院本会議で、先の通常国会よりの懸案であつ
しょう しゃせいどかいにかくすいしんほんぶとう けんとう ふ
た「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて
しょうがいほけん ふくしし さく みなお かん しょうがいしゃとう
障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の
ち いきせいかつ し えん かんけいほうりつ せいび かん ほうりつ
地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律
あん かけつせいりつ
案」が可決成立いたしました。

と く おく しょうがいほけん ふくしせいど し さく
これまで取り組みの遅れてきた障害保健福祉制度・施策
たん き しゅうちゅうてき かいかく かくじゅう いん せい ふ
の短期・集中的な改革・拡充には、それをけん引する政府
つよ い し こんにち こっかい じょうきょう
の強い意志とともに、今日のいわゆる「ねじれ国会」の状況
やとう みな りかい ふ かけつ げん ま
では、野党の皆さんのご理解が不可欠であることは言を待ち
ません。

みんしゅとう しょうがいしゃほけん ふくしし さくぶんや こんご
民主党は、障害者保健福祉施策分野における今後の
かだいこくふく む よ やとう こ りかい きょうりよく わ
課題克服に向け、さらに与野党を超えた理解・協力の輪を
ひろ つよ ぜんりよく つ まい
拡げ強めることができるよう全力を尽くして参ります。

民主^{みんしゅとう}党^{とう}は、衆^{しゅう}参^{さん}委^い員^{いん}会^{かい}での大^{だい}臣^{じん}答^{とう}弁^{べん}や決^け議^ぎで明^あらか^きにさ
れた通^{とお}り、今^{こん}後^ごと^も本^{ほん}年^{ねん}6^{がつ}月^{にち}29^{にち}日^{にち}の閣^{かく}議^ぎ決^け定^{てい}に基^{もと}づき障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}
基^き本^{ほん}法^{ほう}改^{かい}正^{せい}や新^{あら}たな障^{しょう}害^{がい}保^ほ健^{けん}福^ふ祉^し制^{せい}度^どの確^{かく}立^{りつ}に向^むけまい
進^{しん}ずる政^{せい}府^ふを、与^よ党^{とう}と^もし^て力^{ちから}の限^{かぎ}り支^さえ^ると^もに、
民^{みん}主^{しゅ}党^{とう}障^{しょう}が^いい者^{しゃ}政^{せい}策^{さく}PT^は、政^{せい}府^ふ及^おび障^{しょう}が^いい者^{しゃ}制^{せい}度^ど改^{かい}革^{かく}
推^{すい}進^{しん}本^{ほん}部^ぶ・推^{すい}進^{しん}会^{かい}議^ぎと国^こ会^{かい}と^の橋^{はし}渡^{わた}し役^{やく}と^{して}の役^{やく}割^{わり}を、引^ひ
き続^{つづ}き、誠^{せい}実^{じつ}に果^はた^して参^{まい}る所^{しょ}存^{ぞん}です。

また民^{みん}主^{しゅ}党^{とう}障^{しょう}が^いい者^{しゃ}政^{せい}策^{さく}PT^はヒア^{しやう}リ^んグで障^{しょう}が^いい
当^{とう}事^じ者^{しゃ}・関^{かん}係^{けい}者^{しゃ}団^{だん}体^{たい}の皆^{みな}さんか^ら寄^よせ^られた各^{かく}種^{しゅ}の要^{よう}望^{ぼう}に
つ^きま^して^も、関^{かん}係^{けい}省^{しょう}庁^{ちやう}に^より順^{じゆん}次^じの対^{たい}応^{おう}を^{すす}め^させ^てい
る^{ところ}で^{あり}ま^すが、さ^らに今^{こん}後^ごと^も政^{せい}府^ふと^の連^{れん}携^{けい}を^{つよ}め、
ご^{よう}望^{ぼう}の^{じつ}現^{げん}に^{つと}め^て参^{まい}り^ます。

さ^らに来^{らい}年^{ねん}度^ど予^よ算^{さん}編^{へん}成^{せい}は^{まさ}に最^{さい}終^{しゅう}局^{きよく}面^{めん}を^{むか}え^{よう}と^{して}
お^りま^す。厚^{こう}生^{せい}労^{ろう}働^{どう}省^{しょう}が「元^{げん}気^きな日^に本^{ほん}を復^ふ活^{かつ}特^{とく}別^{べつ}枠^{わく}」要^{よう}望^{ぼう}
事^じ業^{ぎやう}に^いち^づづ^きて^いる「障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}の地^ち域^{いき}移^い行^{こう}・地^ち域^{いき}生^{せい}活^{かつ}支^し援^{えん}
の^{きん}き^{ゆう}う^{たい}せ^いせ^いび^じぎ^{やう} ^{よう}ぼう^がく ^{おく} ^{ひや}く^{まん}えん
の^{ため}の緊^{ひつ}急^{よう}体^ふ制^か整^け備^つ事^{しやう}業^{がい} (要^{しょう}望^{がい}額^ほく^しかん^{れん}よ^{さん} ^{まん}が^くか^くほ
じ^め、必^む要^{ぜん}不^り可^{よく}欠^あな障^{しょう}害^{がい}保^ほ健^{けん}福^ふ祉^し関^{かん}連^{れん}予^よ算^{さん}の満^{まい}額^り確^{めい}保^くに
向^むけ、全^{ぜん}力^りを^あま^いて^まい^りま^す。

いじょう
以上

参考1

176-衆-厚生労働委員会-5号 平成22年11月17日（抄）

（前略）

○石森委員

民主党のマニフェストにおきまして、「「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法を制定する。」としたところであります。このような方針を踏まえて、現在、政府において、当事者の皆さんを中心とした障がい者制度改革推進会議や総合福祉部会で検討が進められていると聞いております。

今後議題となる改正案は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律という名称となっており、まさに現在検討を進められている推進会議等の議論を踏まえて制定する障害者総合福祉法までの、いわばつなぎの役目、役割を果たす法律と認識しております。

この法律案が成立したとしても、障害者総合福祉法の制定を目指すという方針は変わりがないということを、ぜひ大臣に改めて確認をいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○細川国務大臣 政府といたしましては、本年六月に閣議決定をいたしました「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」、ここにおきまして次のように書いております。「応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成二十四年常会への法案提出、二十五年八月までの施行を目指す。」、こういうことといたしているところでございます。

したがいまして、政府といたしましては、この閣議に沿って、障害者総合福祉法の平成二十五年八月までの施行を目指して、積極的に推進を進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

○石森委員 どうもありがとうございました。

（中略）

○牧委員長 この際、中根康浩君外二名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三派共同提案による障害保健福祉の推進に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。中根康浩君。

○中根委員 民主党の中根康浩です。

私は、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

障害保健福祉の推進に関する件（案）

政府は、今後の障害保健福祉施策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 平成二十五年八月までの実施を目指して、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すなど検討すること。

二 指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成する際に、障害者等の希望等を踏まえて作成するよう努めるようにすること。

右決議する。

以上です。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○牧委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○牧委員長 起立多数。よって、そのように決しました。

この際、細川厚生労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。細川厚生労働大臣。

○細川国務大臣 ただいまの御決議につきましては、その趣旨を十分尊重して努力してまいり所存でございます。

（以下略）

参考2

民主党障がい者政策 PTヒアリング要望対応表

2010. 12段階

要望	対応状況
○ 障害者自立支援法を廃止し、障害者総合福祉法制定を目指す方針が変わりないことの厚生労働大臣からの明言	→ 5/28(衆・厚労委)、6/1(参・厚労委)、11/17(衆・厚労委)で厚生労働大臣答弁。
○ 障害程度区分(国庫負担基準)を支給決定量の上限としてはならないことについて、自治体への周知・技術的助言の徹底。	→ 厚労省:障害者保健福祉関係主管課長会議等で周知・助言(直近は22年3月4日の課長会議で周知・助言)。
○ 地域生活支援事業の地域格差解消のための予算確保。	→ 厚労省:23年度予算概算要求で、地域生活支援事業費補助金について、特別枠を含め460億円を要求(対前年度20億円増)。
○ 新体系への円滑な移行に向けた措置の検討。	→ 厚労省:23年度予算概算要求で、新体系への移行のための整備を含む地域で暮らす場の整備促進事業として89億円を要求。 → 厚労省:22年度補正予算案で、障害福祉サービスの新体系移行の支援等のため障害者自立支援対策臨時特例基金を積み増すための経費として39億円を計上。
○ 精神障害者に対する医療と福祉の連携による支援、多	→ 厚労省:23年度予算概算要求で、特別枠で精神障害

職種連携による支援。	者アウトリーチ(訪問支援)推進事業として16億円を要求。
○ 発達障害者の障害特性の把握や効果的な支援のための研究推進。	→ 厚労省:23年度予算概算要求で、発達障害者の支援手法の開発や普及啓発の着実な実施に係る経費として4億円を要求。
○ 障害福祉予算の確保。	→ 厚労省:23年度予算概算要求で、障害保健福祉関係予算について、全体で対前年度約8%増の約1兆2千2百億円を要求。
○ 新法制定のための実態調査の実施。	→ 厚労省:23年度予算概算要求で、全国在宅障害児・者実態調査(仮称)の実施のための経費として4.2億円を要求。
○ 「共同受注窓口組織」を全国並びに各都道府県に設置し、運営費を担保すること。	→ 厚労省:23年度予算概算要求で、「工賃倍増5か年計画」の着実な推進に係る経費として6億円(共同受注窓口組織を整備事業含む)を要求。
○ 公職選挙の政見放送における手話・字幕放送の実現	→総務省:来年4月以降知事選で手話を実現する方向で最終調整中、字幕についても年度末までに一定の結論を得るべく当事者参画で検討中。
○ 入院時の介助制度の利用	→ 厚労省:佐賀県からの特区申請を受け、全国対応する方向で検討中。

参考3

指定特定相談事業者によるサービス等利用計画案について

Q.事業者作成のサービス等利用計画案を強制されるのでは？

→ サービス利用者が、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案を利用するか否かは利用者の任意の選択に任せられる。この点についてさらに必要であれば、厚生労働省に担当課長会議等においての徹底、施行通知等を通じての徹底等の措置を講じるよう、民主党から指示する。

Q.市町村は指定権限を行使し事業者選択するのではないか？

→ 市町村による指定特定相談支援事業者の指定は、あくまで形式的要件によるものであり、その指定を恣意的に左右することはできず懸念には及ばない。

以上